

第202000275609号
令和3年1月29日

県内の介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス
継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、ご了知いただきますようお願いいたします。

(改正概要)

集団感染等が発生したことにより、本補助金交付要綱別表1-1、1-2及び1-3で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合には、事業者からの個別協議により知事の承認を受けた事業者に対して基準単価を上乗せすることができることとしたこと。

(個別協議について)

交付申請前に、別紙「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金個別協議について」を提出すること。

(担当) 介護保険・施設担当 安達

電話: 0857(26)7175

ファクシミリ: 0857(26)8168

電子メール: adachi-n@pref.tottori.lg.jp